



# スキー補償制度の ご案内

本補償制度は昭和51年に創設され、これまで多くの会員の皆さまにご加入いただき、たいへんご好評をいただいております。

つきましては、本補償制度をご案内申し上げますので、ご検討のうえ是非ご加入くださいますようお願い申し上げます。

※一般会員、有資格者、スキー競技選手の各補償制度をご案内しています。

※本補償制度は、(財)全日本スキー連盟をご契約者とし、全日本スキー連盟登録会員を加入者および被保険者(補償の対象となる方)とするスポーツ賠償責任保険、スキー・スノーボード保険(正式名称:スキー・スケート保険)、スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険、動産総合保険、施設所有(管理)者賠償責任保険の団体契約です。

## スキー補償制度加入申込締切日

平成23年10月21日(金)

(財)全日本スキー連盟事務局到着(必着)分まで

## 保険期間(ご契約期間)

平成23年11月1日(火) 午後4時から

平成24年11月1日(木) 午後4時まで

## 上記申込締切日を過ぎた「中途加入申込み」について

10月22日(土)以降に(財)全日本スキー連盟事務局に到着する加入申込みは「中途加入」となり、いずれの補償制度も全て下記の方法となります。会員登録と同時に保険加入を行わず、後日保険のみの加入を行う場合は、10月21日以前であっても、中途加入申込みとなります。

**加入用紙** 別添の「加入依頼書」に所定事項を記入してください。

※中途加入申込みは、(財)全日本スキー連盟の「継続および新規会員登録表」ではできません。

**加入依頼書送付先** (財)全日本スキー連盟(スキー補償制度担当・小林)へ  
FAX(044-966-6345)または郵送ください。

**保険料の払込方法** 裏面の「ご加入の手続きについて」に記載された「お振込先」へ払込みください。

**保険期間(ご契約期間)** 加入依頼書、保険料が到着(着金)した日に応じ、次のとおりとなります。

加入依頼書・ 保険料 到着(着金)日	保険期間(ご契約期間)	
	始期	終期
1日~10日	当月20日 午後4時	平成24年11月1日 午後4時
11日~20日	翌月 1日 午後4時	〃
21日~末日	翌月10日 午後4時	〃

# SAJスキー補償制度の加入要領

## <ご注意>

### ■下記の保険料について

- スポーツ賠償責任保険およびスキー・スノーボード保険の保険料は、団体割引30%（被保険者総数1,000名以上）を適用しております。ご契約開始の際、被保険者総数が1,000名未満となった場合は保険料を変更させていただきます。
- スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険の保険料は、被保険者総数および運動の種目区分により異なります。下記傷害部分の保険料は被保険者総数200名以上500名未満および運動種目区分B（スキー）の場合にて計算しております。ご契約開始の際、被保険者総数が200名未満または500名以上となった場合は保険金額を変更させていただきます。（50名未満の場合は加入できません。）

- スキー・スノーボード保険は、スキー・スケート傷害補償特約、雪上滑走スポーツ補償特約、陸上スキー追加補償特約および陸上滑走スポーツ追加補償特約セットのスキー・スケート特別約款、賠償責任保険普通保険約款（個人用）で構成されています。

- スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険について
- 団体管理下の事故には、合宿舎内の事故や移動中の交通乗用具搭乗中の事故は含まれません。
- 団体管理下の団体とは、(財)全日本スキー連盟、同加盟団体および同所属団体をいいます。

## 一般会員

### SAJの一般会員の方

#### 【補償区分】

- ① スキーのみ補償
- ② スキー・ボード補償



お問合わせ用代表証券番号  
5470828741

## 有資格者

### SAJのスキーまたはスノーボードの有資格者の方

※スキーまたはスノーボードの有資格者とは、スキー指導者・スノーボード指導者・公認スポーツ指導者制度スキー指導者および競技資格者をいいます。

#### 【補償区分】

- ③ スキー・ボード補償
- ④ スキーのみ補償
- ⑤ スキー・ボード補償

お問合わせ用代表証券番号  
5470828732

## 有資格者

### SAJのパトロールの有資格者の方

※パトロールの有資格者とは、SAJ公認のスキーパトロールをいいます。ただし、SAJ加盟団体の認定者も加入できます。

#### 【補償区分】

- ⑥ パトロール賠償責任補償

お問合わせ用代表証券番号  
5470828767

## スキー競技選手

### SAJの競技者の方

#### 【補償区分】

- ⑦ スキーのみ補償
- ⑧ スキー・ボード補償



お問合わせ用代表証券番号  
1816159926

補償区分	補償項目			保険料（一時払）		保険の手続き方法
	法律上の損害賠償責任	会員自身の傷害	会員自身の用品損害	雪上のみの場合	雪上+陸上スキーの場合	
①	●	●	●	2,700円	3,700円	保険料は、会員登録の際に、登録料等といっしょに払込みください。
②	●	●	●	3,900円	6,500円	
③	●	—	—	1,200円	—	
④	●	●	●	3,200円	3,800円	
⑤	●	●	●	4,300円	6,200円	
⑥	●	—	—	1,300円	—	
⑦	●	●	●	(アマチュア) 5,400円	(アマチュア) 6,000円	「ご加入の手続きについて」に基づき、お手続きをお願いします。
				(プロ) 10,800円	(プロ) 11,400円	
⑧	●	●	●	(アマチュア) 6,500円	(アマチュア) 8,400円	
				(プロ) 15,100円	(プロ) 17,000円	

※保険料欄の「プロ」は、スキー・スノーボードの指導または競技を職業または職務として行っている会員をいいます。  
※有資格者の方は補償区分①②には加入できません。

- ※1. 本補償制度における「スキー」(雪上)の定義: スキーの板を用いて雪上(人工スキー場を含みます。)で行うスポーツをいいます。砂・ピーズ・芝(人工芝を含みます。)・ブラシ状の斜面、自宅等の庭や道路上の斜面を利用するものおよびローラーを使用するローラースキー等は対象になりません。
- ※2. 本補償制度における「ボード」(雪上)の定義: スノーボード用に設計されたボードを使用し、雪(人工雪を含みます。)上を動力を用いず滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。そり、ボブスレーおよびリュージュを除きます。
- ※3. 本補償制度における「陸上スキー」(スキーのみ補償)の定義: グラススキー、ローラースキー等、当該スポーツ用に設計された板、キャタピラまたはローラーを使用し、雪上以外の芝(人工芝を含みます。)・砂・ピーズ・ブラシ・マット状等の当該スポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いず滑走することを主な目的とするスキーをいいます。
- ※4. 本補償制度における「陸上スキー」(スキー・ボード補償)の定義: グラススキー、ローラースキー、マウンテンボード等、当該スポーツ用に設計された板またはボード、キャタピラおよびローラーを使用し、雪上以外の芝(人工芝を含みます。)・砂・ピーズ・ブラシ・マット状等の当該スポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いず滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。ただし、そりを除きます。

担保項目	補償区分								保険金をお支払いする場合	支払限度額・保険金額	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いする主な事故例	保険金をお支払いできない主な場合 (詳細は各保険約款・特約によります。)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧					
法律上の損害賠償責任	-	-	●	●	●	-	●	●	<b>1 スポーツ賠償責任保険</b> 日本国内(⑦・⑧は日本国内外)において、スキー(またはスノーボード)の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。	支払限度額 <b>1事故につき</b> <b>2億円</b> (自己負担額1万円)	<b>●損害賠償金</b> 自己負担額を超過した損害額を支払限度額を限度にお支払いします。 ・身体障害(対人)事故:治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・財物損壊(対物)事故:修理代等 <b>●費用保険金</b> a. 損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用*1 事故発生後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。 b. 緊急措置費用*1 応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用、および支出につき引受保険会社の書面による同意を得た費用をお支払いします(結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします。) c. 示談協力費用*2 被保険者が引受保険会社の求めに応じ、引受保険会社に協力するために直接要した費用をお支払いします。 d. 争訟費用・示談交渉費用*2 被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用をお支払いします。 <small>※1 その実費につき、損害賠償金の額と合算して、自己負担額を超過した額を、支払限度額を限度に、お支払いします</small> <small>※2 支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、d.については、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合を乗じてお支払いします。</small>	○スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。 ○競技会で模範滑走中、大会関係者にケガをさせた。 【下記は①②④⑤⑦⑧の場合のみ】 ○スキー場に行く途中、他人にスキーをぶつけてケガをさせた。 など	<b>●ご契約者・被保険者(=会員)の故意によって生じた損害賠償責任</b> <b>●戦争、暴動、騒擾等によって生じた損害賠償責任</b> <b>●地震、噴火、洪水、津波による損害賠償責任</b> <b>●被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任</b> <b>●被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊につき、その財物に対し、正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任</b> <b>●自動車(スノーモービルを含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</b> <b>●被保険者(=会員)と他人の間に損害賠償に関する特別の約定(法律上果たすべき責任の額以上に弁償する約束など)がある場合において、その約定において加重された損害賠償責任</b> など <small>※衝突時に他人にケガをさせたり、物を壊してしまっても、会員の方に全く過失がないときは損害賠償金のお支払いの対象になりません。ただし、双方に過失があるときは、過失の割合に応じてお支払いします。</small>
	●	●	-	●	●	-	●	●	<b>2 スキー・スノーボード保険</b> 日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、会員の皆様が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。	<b>【①②の場合】</b> 支払限度額 1事故につき <b>5,000万円</b> (自己負担額1万円) <b>【④⑤⑦⑧の場合】</b> 支払限度額 1事故につき <b>50万円</b> (自己負担額1万円)	<b>●死亡保険金</b> 事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 <b>●後遺障害保険金</b> 事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ただし、死亡保険金と後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 <b>●入院保険金</b> 事故によるケガのため、通常の業務に従事することまたは通常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、入院日数に対して入院保険金日額を180日を限度としてお支払いします。 <b>●手術保険金【左記②のスポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険の場合のみ】</b> 入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のため所定の手術を受けたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定められた倍率(10倍・20倍・40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限り、2回以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を適用します。 <b>●通院保険金</b> 事故によるケガのため、通常の業務に従事することまたは通常の生活に支障が発生し、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合、通院日数に対して通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院に限り、通算して90日が限度となります。また、通常の業務または生活に支障がない程度にケガがなおった時以降の通院は対象となりません。	○スキー(またはスノーボード)で滑っていて事故で骨折した。 ○リフトから落ちてケガをした。 ○他人や立木等に衝突してケガをした。 ○スキーバスを降りる時、ステップで滑ってケガをした。 ○スキー場に行く途中、交通事故にあいケガをした。 ○ホテルで足を滑らせてケガをした。 など <small>※「スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の場合は、団体管理下中の競技中または練習中の事故によるケガに限り、通院日数に限り、通算して90日が限度となります。</small>	<b>●ご契約者・被保険者(=会員)または保険金受取人の故意または重大な過失</b> <b>●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</b> <b>●無資格運転、酒酔運転による傷害</b> <b>●脳疾患、病気、心神喪失、妊娠、出産・流産</b> <b>●戦争、暴動*1、地震、噴火、津波</b> <b>●山岳登山(山岳登山とは、ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミングを含みます。)、職務以外での航空機操縦を行っている間の事故、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険な運動(リージュ・ポブスレーも対象外です)</b> <b>●むちうち症・腰痛等医学的見解のないもの*2</b> <b>●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒</b> など <small>※1 「スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の場合のみ、テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。</small> <small>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</small>
会員自身の傷害(ケガ)	●	●	-	●	●	-	●	<b>1 スキー・スノーボード保険</b> 日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中に、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に保険金をお支払いします。	死亡・後遺障害 保険金額 <b>400万円</b> 入院保険金日額 <b>4,000円</b> 通院保険金日額 <b>2,000円</b>	<b>●死亡保険金</b> 事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 <b>●後遺障害保険金</b> 事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ただし、死亡保険金と後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 <b>●入院保険金</b> 事故によるケガのため、通常の業務に従事することまたは通常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、入院日数に対して入院保険金日額を180日を限度としてお支払いします。 <b>●手術保険金【左記②のスポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険の場合のみ】</b> 入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のため所定の手術を受けたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定められた倍率(10倍・20倍・40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限り、2回以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を適用します。 <b>●通院保険金</b> 事故によるケガのため、通常の業務に従事することまたは通常の生活に支障が発生し、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合、通院日数に対して通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院に限り、通算して90日が限度となります。また、通常の業務または生活に支障がない程度にケガがなおった時以降の通院は対象となりません。	○スキー(またはスノーボード)で滑っていて事故で骨折した。 ○リフトから落ちてケガをした。 ○他人や立木等に衝突してケガをした。 ○スキーバスを降りる時、ステップで滑ってケガをした。 ○スキー場に行く途中、交通事故にあいケガをした。 ○ホテルで足を滑らせてケガをした。 など <small>※「スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の場合は、団体管理下中の競技中または練習中の事故によるケガに限り、通院日数に限り、通算して90日が限度となります。</small>	<b>●ご契約者・被保険者(=会員)または保険金受取人の故意または重大な過失</b> <b>●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</b> <b>●無資格運転、酒酔運転による傷害</b> <b>●脳疾患、病気、心神喪失、妊娠、出産・流産</b> <b>●戦争、暴動*1、地震、噴火、津波</b> <b>●山岳登山(山岳登山とは、ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミングを含みます。)、職務以外での航空機操縦を行っている間の事故、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険な運動(リージュ・ポブスレーも対象外です)</b> <b>●むちうち症・腰痛等医学的見解のないもの*2</b> <b>●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒</b> など <small>※1 「スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の場合のみ、テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。</small> <small>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</small>	
	-	-	-	-	-	-	●	●	<b>2 スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険</b> 日本国内において、雪上に限らず団体管理下でスキー(またはスノーボード)の競技中および練習中(指導中は除きます。)に、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に保険金をお支払いします。	死亡・後遺障害 保険金額 <b>110万円</b> 入院保険金日額 <b>1,500円</b> 手術保険金 <b>手術の種類に応じて1.5万円・3万円・6万円</b> 通院保険金日額 <b>1,500円</b>	<b>●死亡保険金</b> 事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 <b>●後遺障害保険金</b> 事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ただし、死亡保険金と後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 <b>●入院保険金</b> 事故によるケガのため、通常の業務に従事することまたは通常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、入院日数に対して入院保険金日額を180日を限度としてお支払いします。 <b>●手術保険金【左記②のスポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険の場合のみ】</b> 入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のため所定の手術を受けたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定められた倍率(10倍・20倍・40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限り、2回以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を適用します。 <b>●通院保険金</b> 事故によるケガのため、通常の業務に従事することまたは通常の生活に支障が発生し、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合、通院日数に対して通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院に限り、通算して90日が限度となります。また、通常の業務または生活に支障がない程度にケガがなおった時以降の通院は対象となりません。	○スキー(またはスノーボード)で滑っていて事故で骨折した。 ○リフトから落ちてケガをした。 ○他人や立木等に衝突してケガをした。 ○スキーバスを降りる時、ステップで滑ってケガをした。 ○スキー場に行く途中、交通事故にあいケガをした。 ○ホテルで足を滑らせてケガをした。 など <small>※「スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の場合は、団体管理下中の競技中または練習中の事故によるケガに限り、通院日数に限り、通算して90日が限度となります。</small>	<b>●ご契約者・被保険者(=会員)または保険金受取人の故意または重大な過失</b> <b>●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</b> <b>●無資格運転、酒酔運転による傷害</b> <b>●脳疾患、病気、心神喪失、妊娠、出産・流産</b> <b>●戦争、暴動*1、地震、噴火、津波</b> <b>●山岳登山(山岳登山とは、ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミングを含みます。)、職務以外での航空機操縦を行っている間の事故、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険な運動(リージュ・ポブスレーも対象外です)</b> <b>●むちうち症・腰痛等医学的見解のないもの*2</b> <b>●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒</b> など <small>※1 「スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の場合のみ、テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。</small> <small>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</small>
会員自身の用品損傷	●	●	-	●	●	-	●	<b>動産総合保険</b> (スキー・ボード用品の盗難・火災のみ補償特約セット) 日本国内においてスキー用品(またはスノーボード用品)が、 <b>■盗難(ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限り、)にあつた場合</b> <b>■火災によって損害を被った場合に保険金をお支払いします</b> <small>※スキー(スノーボード)用品とは、スキー板・スノーボード(ヒンディング等付属品を含みます。)、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。</small>	<b>用品損害保険金額</b> <b>15万円</b> (自己負担額3,000円) <small>※破損・曲損による損害は対象外です</small>	<b>●損害賠償金【盗難・火災のときのみ】</b> 保険金額(保険期間中15万円)を限度に、修繕費を、その損害の額としてお支払いします。 注1. 修繕額が保険価額(事故当時の時価)を超えた場合や修繕できない場合(盗難を含みます。)は、保険価額を損害の額とします(全損)。 注2. 損害の額から免責金額(自己負担額)3,000円を差し引いた金額をお支払いします。ただし、全損の場合および火災による事故の場合は、差し引きません。 注3. 全損の場合を除き、損害賠償金をお支払いした場合においても保険金額は減額しません。 <b>●費用保険金</b> a. 残存物取片づけ費用:事故によって損害を受けた用品の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)について、損害賠償金の10%に相当する額を限度として実費をお支払いします。 b. 修理付帯費用:保管場所が住居・営業用倉庫以外の場合で、火災の事故により用品に損害が生じた結果、引受保険会社の承認を得て支出した、復旧にあたり必要・有益な費用について、1事故・1構内につき保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度として実費をお支払いします。(修理付帯費用保険金補償特約)	○レストハウス前に置いてあつたスキー板が盗まれた。 ○スキー場に行く途中、駅の待合室でスキー用品一式を盗まれた。 ○自宅に保管してあつたスキー板が火災で焼失した。 ○宿泊していたホテルが火災になりスキー板が焼失した。 など <small>被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご加入にあたっては補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。 ※なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解除されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。</small>	<b>●ご契約者または被保険者(=会員)の故意または重大な過失による損害</b> <b>●地震、噴火または津波</b> <b>●自然の消耗または性質による変質等による損害</b> <b>●ストックのみの損害</b> <b>●紛失、置き忘れによる損害</b> <b>●盗難・火災以外の事故</b> <b>●損害を受けたために臨時に発生する費用(臨時費用保険金補償対象外特約がセットされています。)</b> など <small>※盗難の際には、最寄の警察に被害届を提出してください。警察からの盗難証明がない場合、保険金お支払いの対象外となります。</small> <small>※破損・曲損による損害は対象外です</small>	
	-	-	-	-	-	-	●	-	<b>施設所有(管理)者賠償責任保険</b> 日本国内のスキー場において、ユニフォームを着用して行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物(他人から借りたり預かったものは除きます。)を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。	<b>支払限度額</b> <b>1事故につき</b> <b>2億円</b> (自己負担額1万円)	<b>●損害賠償金</b> 自己負担額を超過した損害額を支払限度額を限度にお支払いします。 ・身体障害(対人)事故:治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・財物損壊(対物)事故:修理代等 <b>●費用保険金</b> 上記「法律上の損害賠償責任」の「費用保険金」と同内容です。 <b>●以下の2特約をセットしています。1事故および保険期間中で50万円を限度にお支払いします。</b> 1. 初期対応費用補償特約:現場保存費用、写真撮影費用、事故状況調査・記録費用、事故原因調査費用、事故現場後片づけ・清掃費用、被保険者の使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費、通信費等 ※後に損害賠償責任がないことが判明した場合に限り。 2. 訴訟対応費用補償特約:訴訟や和解に関する費用(意見書・鑑定書作成費用、外注コピー費用、増設コピー機の賃借費用、事故等再現実験費用、文書作成費用等)のうち、引受保険会社が認めたものに限り。 <b>●争訟費用等の支払限度額内枠特約:損害賠償金と費用保険金を合算して、ご契約の支払限度額を限度とする特約です。</b>	○パトロール活動中、誤って一般のスキーヤーにケガをさせた。 ○アキヤボードでケガ人を搬送中、操作を誤りケガ人を死亡させた。 ○安全対策のための機材運搬中、他人にぶつけてケガをさせた。 ○パトロール養成のための研修会で誤ってケガをさせた。 など	<b>●ご契約者または被保険者(=会員)の故意によって生じた損害賠償責任</b> <b>●戦争、暴動、騒擾等によって生じた損害賠償責任</b> <b>●地震、噴火、洪水、津波に起因する損害賠償責任</b> <b>●被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任</b> <b>●被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊につき、その財物に対し、正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任</b> <b>●自動車(スノーモービルを含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</b> <b>●被保険者(=会員)と他人の間に損害賠償に関する特別の約定(法律上果たすべき責任の額以上に弁償する約束など)がある場合において、その約定において加重された損害賠償責任</b> など
パトロール賠償責任	-	-	-	-	-	●	-	<b>施設所有(管理)者賠償責任保険</b> 日本国内のスキー場において、ユニフォームを着用して行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物(他人から借りたり預かったものは除きます。)を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。	<b>支払限度額</b> <b>1事故につき</b> <b>2億円</b> (自己負担額1万円)	<b>●損害賠償金</b> 自己負担額を超過した損害額を支払限度額を限度にお支払いします。 ・身体障害(対人)事故:治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・財物損壊(対物)事故:修理代等 <b>●費用保険金</b> 上記「法律上の損害賠償責任」の「費用保険金」と同内容です。 <b>●以下の2特約をセットしています。1事故および保険期間中で50万円を限度にお支払いします。</b> 1. 初期対応費用補償特約:現場保存費用、写真撮影費用、事故状況調査・記録費用、事故原因調査費用、事故現場後片づけ・清掃費用、被保険者の使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費、通信費等 ※後に損害賠償責任がないことが判明した場合に限り。 2. 訴訟対応費用補償特約:訴訟や和解に関する費用(意見書・鑑定書作成費用、外注コピー費用、増設コピー機の賃借費用、事故等再現実験費用、文書作成費用等)のうち、引受保険会社が認めたものに限り。 <b>●争訟費用等の支払限度額内枠特約:損害賠償金と費用保険金を合算して、ご契約の支払限度額を限度とする特約です。</b>	○パトロール活動中、誤って一般のスキーヤーにケガをさせた。 ○アキヤボードでケガ人を搬送中、操作を誤りケガ人を死亡させた。 ○安全対策のための機材運搬中、他人にぶつけてケガをさせた。 ○パトロール養成のための研修会で誤ってケガをさせた。 など	<b>●ご契約者または被保険者(=会員)の故意によって生じた損害賠償責任</b> <b>●戦争、暴動、騒擾等によって生じた損害賠償責任</b> <b>●地震、噴火、洪水、津波に起因する損害賠償責任</b> <b>●被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任</b> <b>●被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊につき、その財物に対し、正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任</b> <b>●自動車(スノーモービルを含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</b> <b>●被保険者(=会員)と他人の間に損害賠償に関する特別の約定(法律上果たすべき責任の額以上に弁償する約束など)がある場合において、その約定において加重された損害賠償責任</b> など	

# ご加入の手続について

●本補償制度は、(財)全日本スキー連盟登録会員を被保険者とする団体契約です。

❶ 一般会員補償制度または有資格者補償制度をお申込みの方は、会員登録の際、「継続または新規会員登録表」内にある

- ・ 一般会員補償制度 ▶ 委託集金分の「一般会員」
- ・ 有資格者補償制度 ▶ 委託集金分の「有資格者」または「パトロール」

の該当欄に○印をつけていただき(下記参照)、所定の保険料を登録料等といっしょにお払い込みください。

❷ スキー競技選手補償制度をお申し込みの方は、別添の「加入依頼書」に所定事項を記入のうえ、(財)全日本スキー連盟事務局(スキー補償制度担当・小林)へFAX(044-966-6345)または郵送ください。保険料は、下記❷の「お振込先」へお振込みください。

●いずれの場合も、申込締切日は、10月21日(金) (財)全日本スキー連盟事務局到着分までとなります。

## ❶ 一般会員補償制度または有資格者補償制度の場合

委託集金分(補償制度加入区分)		
一般会員	有資格者 (全員択一)	パトロール (全員加入)
<b>❶ スキーのみ補償</b> <input type="checkbox"/> 雪上のみ 2,700円 <input type="checkbox"/> 雪上+陸上 3,700円	<b>❸ スキー・ボード補償</b> <input type="checkbox"/> 雪上のみ 1,200円	<b>❹ パトロール賠償責任補償</b> <input type="checkbox"/> 雪上のみ 1,300円
<b>❷ スキー・ボード補償</b> <input type="checkbox"/> 雪上のみ 3,900円 <input type="checkbox"/> 雪上+陸上 6,500円	<b>❺ スキーのみ補償</b> <input type="checkbox"/> 雪上のみ 3,200円 <input type="checkbox"/> 雪上+陸上 3,800円	
	<b>❽ スキー・ボード補償</b> <input type="checkbox"/> 雪上のみ 4,300円 <input type="checkbox"/> 雪上+陸上 6,200円	

一般会員スキー補償制度に加入を希望される方は、❶❷のいずれかをお選びください。

パトロールの有資格者の方は、この補償にご加入いただけます。また、一般会員向けの❶❷の補償もあわせてご加入いただくこともできます。

スキー・スノーボードの指導者の有資格者の方は、❸~❽のいずれかをお選びください。

## ❷ スキー競技選手補償制度の場合

### ■ 加入依頼書の「郵送先」

〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生2-25-7  
 (財)全日本スキー連盟(スキー補償制度担当・有)ラ・トゥール 小林

### ■ 保険料の「お振込先」

有限会社 ラ・トゥール  
シンユリガオカシテン  
 みずほ銀行新百合ヶ丘支店(店番:393)  
 普通預金 1886184

※振込手数料はご負担願います。

### 【ご加入申込時における注意事項(告知義務)】

◆印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失より、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。また、住所・氏名・性別・生年月日、他の保険契約等(補償内容が同一の他の保険契約等)の有無について、よくご確認のうえ記載ください。